

# 未成年を対象とした 諸外国のSNS規制動向

(株) KDDI総合研究所 シンクタンク部門 康 佳慧

2025年12月26日



## ■ 背景と目的

- ・SNSの普及は、未成年者に利便性をもたらす一方で、スクリーンタイムの急増、有害コンテンツへの接触、依存といった深刻な課題を引き起こしており、未成年者の健全な発達を阻む「精神衛生上の危機」への対処が急務となっている。これを背景に、諸外国は未成年者を対象とするSNS規制を積極的に進めている。
- ・本レポートは、未成年者の心身の健康と個人データ保護を目的とする諸外国で急速に進展するSNS規制の背景、対立する議論、そして具体的な制度設計を紹介する。これにより、デジタル環境において未成年者の幸福と自立をいかに確保すべきかという問い合わせに対し、海外の動向から啓発的な知見を提供することを目指す。

## ■ 主要内容

- ・調査のスコープは、世界初の16歳未満のSNS利用禁止を法制化した豪州を筆頭に、連邦法と州法で未成年者のデータ利用制限を強化する米国、中毒性のあるUI設計やアルゴリズムへの介入を強めるEU、そして包括的な安全義務を課す英国やフランスの動向を網羅する。いずれの国でも、現在の規制が「実験的な性格」を持つことを理解し、リスクの抑制と子どもの権利保障のバランスを追求する「子どもの最善の利益」の視点が、今後の制度運用における鍵となることを示唆する。
- ・日本では現在、フィルタリング提供や大規模事業者への有害情報削除義務を軸としつつ、16歳未満を特別な保護対象とする個人情報保護法の改正議論が進められているが、海外のような年齢による全面利用禁止には至っていない。海外で顕在化している言論の自由や「居場所」の喪失といった憲法上の課題を共有することで、リスク抑制と権利保障の均衡、およびプライバシーを尊重した年齢確認技術の確立という、日本が直面する将来の課題を提示する。



## ■未成年者を対象としたSNS規制の背景

## ■諸外国のSNS規制状況

- 規制アプローチのまとめ
- 豪州、米国、EU、英国、フランスの制度

## ■日本の状況

## ■まとめ



# 未成年者を対象としたSNS規制の背景（1/2）

- SNSの普及による未成年者のスクリーンタイムの急増、有害コンテンツへの接触、依存が問題視されている
- 未成年者の心身の健康、個人データ保護のために、諸外国ではSNS規制を進めている

## ■ 未成年者保護におけるSNS規制で守るべき利益

- SNSの普及による未成年者の心身の健康への懸念から、各国はSNS規制を急いで進めている。特に、健全な心身の発達環境を整えるために、スクリーンタイムの急増、有害コンテンツへの接触、依存の助長などへの対処が必要



13-17歳の未成年者の95%がSNSを利用、うち1日3時間以上SNSを利用する未成年者は、利用時間が短い層に比べて、うつ病や不安症の発症リスクが2倍に跳ね上がる



16-24歳の若者のうち、70%がネットいじめを経験したことがある。ネットいじめを経験した若者は、そうでない若者に比べて、不安やうつ症状を訴える割合が高い



15-19歳の未成年者の97%が毎日SNSを利用、うち38%が1日3時間以上利用。14-17歳の半数以上が誹謗中傷や有害コンテンツへの接触を経験したことがある

- 未成年者の個人データ保護は、未成年者の幸福と自立、そしてデジタル環境におけるニーズを満たすために不可欠（OECD「子どものためのデジタル環境に関する勧告」）。特に、SNSのコンテンツ推奨と広告表示で使われているアルゴリズム利用から、子どもの価値観や行動が不当に操作されないようにするが重要視されている

出所：[The U.S. Surgeon General's Advisory](#)、[豪eSafety Commissioner](#)、[豪Oxygen調査](#)、[英Royal Society for Public Health](#)、[OECD](#)、[UNICEF](#)



- ・ SNS規制は、子どものメンタルヘルスへの懸念、プラットフォーム企業の安全配慮義務の欠如などの観点から進行されている
- ・ 一方、過度な規制は逆に未成年者の言論の自由を奪うとの批判も上がっている

## ■ 諸外国でのSNS規制を巡る対立議論

### SNS規制を必要とする観点

- ・ SNSの過度な利用とアルゴリズムが、若者のうつ病や自殺念慮の急増を招いている（米国公衆衛生総監）
- ・ SNSは全く社交的ではない。むしろ、いじめの武器、同調圧力のプラットフォーム、不安を煽る道具、詐欺師の道具、オンライン上の捕食者の道具として利用されている（豪首席アルバニージー氏）
- ・ プラットフォーム企業は利用促進のために、中毒性の高い設計を放置し、未成年者への安全配慮が足りず、その義務を立法で確立すべきである（英国政府、米国各州検事総長）

### SNS規制のリスクを懸念する観点

- ・ 過度な利用規制は、未成年者情報へのアクセス権や自己表現の自由を不当に制限しかねない懸念がある（米市民団体NetChoice）
- ・ SNSの利用禁止や親の同意はプラットフォームの安全性リスクを解決できない。未成年者にデジタルの恩恵を受けさせるために、プラットフォームの安全・プライバシー基準を引き上げることが根本的な解決策（豪政府へのSNS規制に関する公開書簡）
- ・ 年齢確認のために政府発行IDや生体データを企業に渡すことは、匿名性を破壊し、大規模なデータ漏洩リスクを招く（電子フロンティア財団（EFF））

出所：[The U.S. Surgeon General's Advisory](#)、[豪首席HP](#)、[GOV.UK](#)、[NY Attorney General](#)、[NetChoice](#)、[豪政府へのSNS規制に関する公開書簡](#)、[EFF](#)

- 「アクセス制限」、「プライバシー保護」、「コンテンツのリスク管理」という3つの側面からSNSを規制している

## 規制アプローチの内容

- ①「アクセス制限」：年齢による利用禁止・同意義務化
- ②「プライバシー保護」：高プライバシーデフォルト設定、ターゲティング広告制限
- ③「コンテンツのリスク管理」：有害コンテンツ対策の義務化と罰則

規制アプローチ	豪州	米国	EU	英国	フランス
アクセス制限 (年齢制限)	16歳未満 利用禁止	利用禁止の州法があるが、憲法違反の判決で施行停止	利用禁止の 検討予定 (DFA)	13歳未満 利用禁止	15歳未満保護者の 同意が必要 利用禁止検討中
プライバシー保護	未成年者のデータの永久保存を禁止、利用後に迅速な削除を要請				
	—	ターゲティング広告での利用制限 (米では保護者の事前同意が必要)	—	—	データ利用条件の 保護者への通知義務
コンテンツの リスク管理	年齢確認義務で未成年者の有害コンテンツへの遭遇を防止 有害コンテンツに関するリスク評価、リスク軽減措置が求められている *年齢確認ツールの有効性が問題視				

注) EUレベルの規則（例えば、デジタルサービス法や一般データ保護規則（GDPR））が直接加盟国で事業を展開するプラットフォームに適用され、子どもへのターゲティング広告制限やデータ保護を義務付けている。一方、SNSの利用禁止年齢の設定等の共通ルールを補完・強化する加盟国の独自の法的措置の構築も認められる。



- 2024年11月、豪議会は、16歳未満のSNS利用を禁止する世界初の法案を可決した。2025年12月に施行開始
- 内容としては、対象企業に16歳未満の未成年者がSNSを利用できないようにする「合理的な措置」の構築義務を課している。違反した場合に、最大約4950万豪ドル（約50億円）の罰金が科される。未成年者や保護者への罰則なし

## ■ 豪州の若年層向けSNS規制

- SMMAは豪州の2021年オンライン安全法の改正案として提案され、2024年11月により成立。2025年12月に施行開始
- 規制内容：16歳未満のSNSアカウント保有を実質的に禁止。対象となるSNSプラットフォーム企業に対し、16歳未満によるサービス利用を制限する「合理的な措置」を取るよう義務づけている。違反した企業には最高4950万豪ドル（約50億円）の罰金を科す
- 規制対象：[TikTok](#)、[Facebook](#)、[Instagram](#)、[Threads](#)、[Reddit](#)、[X](#)、[Snapchat](#)、[YouTube](#)など  
2025年7月に制定された「オンラインセーフティ規則2025」により、WhatsApp等のメッセージアプリや、メール、音声・ビデオ通話、オンラインゲームは対象外とされている。ただし、SNS機能を備えたこれらのサービスは規制対象となる可能性がある

### \* 規制対象の要件：

- サービスの唯一の目的、または重要な目的は、2人以上のエンドユーザー間のオンラインソーシャルインテラクションを可能にすること
- サービスでは、エンドユーザーが他のエンドユーザーの一部または全員にリンクしたり、やり取りしたりすることができる
- サービスでは、エンドユーザーがサービス上にコンテンツを投稿することができる

- 「合理的な措置」：年齢認証が想定されており、対象となるSNS提供企業は2025年末までに年齢制限を施行するためのシステムを開発・導入する必要がある
- 世論調査によると、77%の豪国民はSMMAの規制を支持している

出所：[Online Safety Amendment \(Social Media Minimum Age\) Bill 2024](#)、[eSafety Commissioner](#)、[YouGov](#)



- 豪国民はSMMAの成立を支持する一方、その実効性を実現するための年齢確認方法に疑問の声も上がった
- 2025年9月、オンラインサービスの規制当局eSafety Commissionerは、SMMAガイダンスを発表。**16歳未満のSNSアクセスを防止するための具体的な合理的措置に関するガイドラインを示した**

## ■ 年齢確認措置に関する規制当局のスタンス

- 豪国民は、年齢認証方法の有効性に疑問を抱いている。これに対し、オンラインサービスの規制当局eSafety Commissionerは2025年5月から8月までに、年齢認証の方法について公開諮詢を実施。9月に関連ガイダンスを発表  
eSafety Commissionerは、年齢の「自己申告」だけでは不十分であり、企業には未成年アカウントの特定・無効化、わかりやすい説明、迅速な通報システムの整備など、多層的な安全対策の導入が必要だと強調

## ■ SMMAガイダンスが提示した年齢確認の合理的措置

- 既存アカウントの検出と停止：**既存のユーザーデータやシグナル（位置情報に基づくシグナルや年齢に基づくシグナル）を使用して、年齢制限ユーザーである可能性を推定し、さらなる年齢保証プロセスを促す  
*\* アカウントが停止される前に、ユーザーに明確な警告とサポートメッセージを提供し、決定のレビューを求める権利、アカウント情報をダウンロードする方法、および苦痛を感じた場合のサポート先について、明確かつタイムリーに伝えるべきである*
- 新規アカウントの作成防止：**複数の独立した年齢保証方法を順次使用することを求める。アカウントが停止または作成拒否された場合、特定の個人を識別できない識別子（デバイス識別子、IP範囲など）の収集、多要素認証の要求、デバイスブロックの実施などにより、未成年者がすぐに新しいアカウントを作成することを防ぐ（自己申告のみは合理的な措置と見なされない）
- 年齢確認の回避防止：**想定される回避方法は、偽のID文書、VPNの使用、AIやディープフェイクによる年齢推定システムのなりすまし、キャッシュクリアによる年齢チェックのリセットなどを含む。対策として、自己申告年齢の変更防止、生体検知チェックの組み込み、不適切なアカウント譲渡の監視、VPN検出サービスの統合などが挙げられた



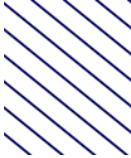
- 2025年10月、オンラインサービスの規制当局eSafety Commissionerとデータ保護当局OAICは、共同でSMMAのプライバシー・ガイダンスを発表。**16歳未満のSNSアクセス制限とデータ収集に伴うプライバシー侵害リスクへの対応を両立させる**

## ■ ガイダンスの主要目的

- SNSプラットフォームの設計段階から未成年者へのリスクを排除する「デジタル・ケアの義務」を確立
- 「16歳未満のユーザーがアカウントを作成または保持することを防ぐための合理的な措置」をプラットフォームに義務付け、子どものメンタルヘルスや福祉に悪影響を及ぼすサービスの中毒性・有害性を抑制することを目指す

## ■ 注目する内容：年齢確認の徹底とプライバシー保護の両立

- 年齢確認の義務化：**年齢制限付きのSNSプラットフォーム（TikTok、Meta、Xなど）は、**2025年12月10日**以降、16歳未満の利用者がアカウントを保持できないよう「合理的な措置」を講じる義務を負う
- プライバシー保護の厳格化：**OAICは、年齢確認のために収集されたデータ（顔画像や公的IDなど）は、**利用後に速やかに削除**されるべきであり、子どもの個人情報保護法（プライバシー原則）に厳格に従うよう求めている
- 年齢確認の手段：**プラットフォームは、**政府発行のIDを唯一の年齢確認手段として依存すべきではない**とされ、プライバシーに配慮した複数の年齢関連シグナル（例：AIによる年齢推定、既存のデータ）を組み合わせた方法を採用することが奨励されている



- 2025年12月10日、SMMAが正式に施行されたが、表現の自由を巡る対立が深刻で、対象外のSNSへの登録が急増
- Metaは、12月4日から既存の16歳未満のアカウントのアクセス停止と新規登録のブロックを開始

## ■ SMMAの施行に関する未成年者の対応

- 規制対象外のSNSへの登録の急増：TikTokの運営会社が提供しているLemon8、rednote等は有力な回避先だと見られている
- 表現の自由を巡る訴訟：15歳のオーストラリア人2名および市民団体「デジタル・フリーダム・プロジェクト」は、SMMAを巡る訴訟を提起している。主な主張は：①オーストラリア憲法が默示的に保障している「政治的コミュニケーションの自由（implied freedom of political communication）」を侵害している、②若者が政治的な議論に参加したり、情報を得たりする権利を不当に奪うものである

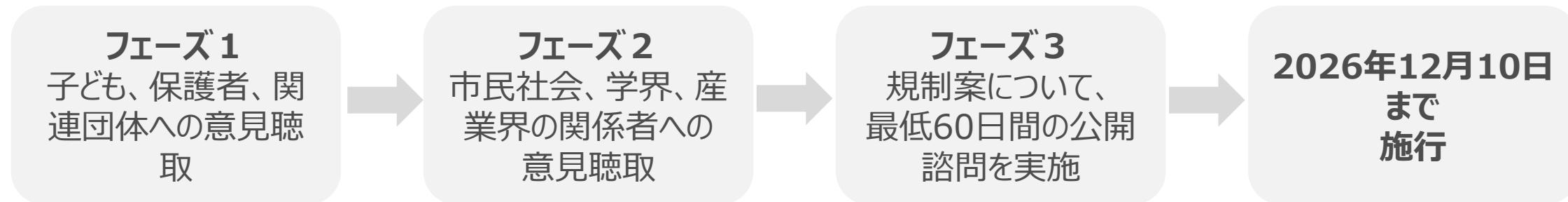
## ■ SMMAの施行に関するプラットフォーム企業の対応（Metaを例に）

- **Meta**：12月4日からFacebook、Instagram、Threadsにおいて、既存の16歳未満のアカウントのアクセス停止と新規登録のブロックを開始した  
\* Instagramから少なくとも35万人、Facebookから少なくとも15万人となる。ただし、Messengerアプリは対象外
- ユーザーは12月4日までに、データダウンロードや、16歳になった際にアカウントを再開するための連絡先更新が可能である。また、年齢誤認による停止に際しては、政府発行のIDや自撮り動画による顔認証で年齢を確認でき次第、ブロックが解除される
- Meta以外の企業も、ユーザー行動と自撮り写真に基づく年齢推定、そしてアップロードされた身分証明書類を含むチェックを組み合わせたシステムを導入する予定

- 2025年1月から、データ保護当局OAICは、児童オンラインプライバシーコード（Children's Online Privacy Code）の制定作業を開始、現在下図フェーズ3の段階。2026年中に規制案を提案し、施行することを目指す
- 規制対象はSNS、メッセージング、オンラインゲーム、ストリーミング、クラウドストレージ等のオンラインサービス企業

## ■ 児童オンラインプライバシーコードの主要目的

- 16歳未満の子どもがアクセス可能なSNS、電子サービス（メッセージング、メール、ビデオ通話、オンラインゲーム等）、指定インターネットサービス（クラウドストレージ、ストリーミング、IoTデバイスなど）の提供者を対象に、豪州のプライバシー原則（APP）に準拠する方法を指定
- 同コードは、子どもと保護者の声とニーズを十分に踏まえるプロセスを通して、企業が商業的利益よりも子どもの最善の利益を優先し、サービス設計の段階からプライバシーを組み込むプライバシー・バイ・デザインの採用を義務付ける方向で制定される



- 2025年中は、オンラインサービスにおける児童のデータ取扱いについて、子どもと保護者の意見を聴取
- 結果として、オンラインサービス提供者に対し、**子どものデータ処理慣行に関する透明性の大幅な向上とデータ最小化の徹底**を子どもと保護者が求めている

## ■ 子どもと保護者への意見聴取の結果（それぞれがオンラインサービス企業に最も改善を求める点）

### 子どもの訴求のTop6

- 同意取得の強化（パーミッション）**：個人情報の収集および利用を行う際、企業はより頻繁に子どもからの明確な許可（アスク・フォー・パーミッション）を求める
- 利用目的の説明責任**：企業は、個人情報が必要とされる「理由」について、子どもが理解できる形でもっと詳細な説明を提供すること
- プライバシーポリシーの簡素化**：プライバシーポリシーは、長文や難解な用語を避け、短く、単純で、視覚的に楽しいもの（エンゲージングな形式）にすること
- 重要情報へのアクセス容易性**：プライバシー設定や重要情報に繋がるボタンや情報は、分かりやすくマークし、見つけやすい場所に配置すること
- サポート体制の整備**：質問や懸念がある場合、子どもがアクセスできる相談窓口や担当者を提供すること
- 公正性の確保（フェアネス）**：企業が子どものデータから収益を得ることに不公平感があるため、オンラインでの体験が子どもにとって公正でバランスの取れたものとなるよう配慮すること

### 保護者の訴求のTop6

- ポリシーと設定の理解支援**：保護者・養育者が、自宅や学校で子どもが利用するサービスのプライバシーポリシーや設定を確実に理解できるよう、支援を提供すること
- 子ども向けの平易な言葉の使用**：子ども自身がプライバシーポリシーや設定を理解できるよう、子どもに優しい言葉（チャイルドフレンドリー・ランゲージ）を使用すること
- 選択の権利の尊重**：子どもの選択に影響を与えるような誘導的手法を用いず、子どもの意思決定の権利を尊重すること
- 位置情報追跡の初期設定オフ**：位置情報追跡機能は、自動的にオンに設定されるべきではなく、セッションに必要な場合のみ明確な同意を得ること
- ターゲティング広告の禁止**：子どもは、広告が表示されない環境でオンラインサービスを楽しめるようにすべきであり、特にターゲティング広告は避けること
- 子どもによるコントロールの強化**：個人情報の取り扱い方法について、子ども自身が意見を表明し、より多くの決定権を持つようにすること

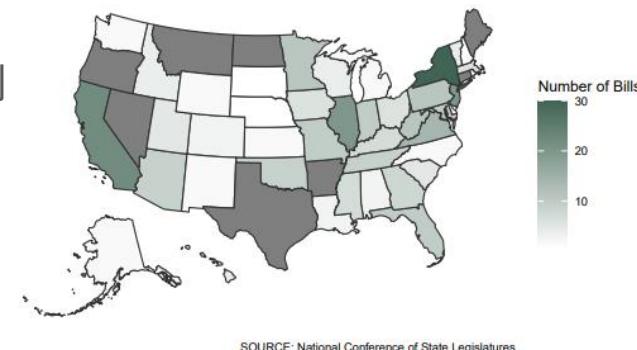
- 児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）規則の2025年改正では、**13歳未満の未成年者をターゲティング広告から保護する規制を新設**。保護者の事前同意が必須に
- KOSA法案は、有害なコンテンツから未成年者をケアする義務の導入を目指す。**ターゲティング広告で13歳未満の未成年者、17歳未満の保護者同意なしの未成年者のデータ収集を禁止**

法令名	規制概要
COPPA規則（Children's Online Privacy Protection Act Rule） 2025年改正、同年6月発効、2026年4月22日までに完全遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>COPPAは1998年成立した、13歳未満の子どもを対象とするウェブサイトやオンラインサービスの運営者に対し、以下の義務を課している連邦法である。連邦取引員会（FTC）が制定したCOPPA規則は同法の運用・執行に関するルールを定めている</li> <li>ウェブサイトやオンラインサービス事業者に対し、保護者の検証可能な同意の取得を要求する。個人情報（氏名、位置情報、写真、動画を含む）の収集・利用を規制</li> <li>13歳未満の子どもの個人情報をターゲティング広告などの目的で第三者に開示する際に、保護者から個別の事前同意を義務付けることで、子どものデータが本人の意図しない形で収益化されるのを制限</li> </ul>
Kids Online Safety Act (KOSA) 法案、2025年5月上院に再提出 (2024年7月上院で可決、下院未議決)	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害なコンテンツから未成年をケアする義務（duty of care）の導入。具体的には、アルゴリズム推薦を無効にする可能性/プライバシー強化、ペアレントコントロール機能の搭載を要請</li> <li>プラットフォームに設計段階からの未成年者への危害防止、合理的な注意を払うことを要請</li> <li>ターゲティング広告で13歳未満の未成年者、17歳未満の保護者同意なしの未成年者のデータ収集を禁止</li> </ul>

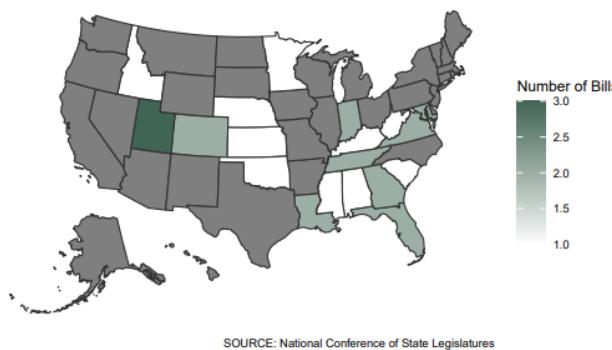
- 2024年に米国の州議会によって導入されたソーシャルメディアに関する法案は、合計300件に上る
- 42州がSNSと子どもに関する法案を導入した。そのうち、**19州が合計29件の法案を最終的に可決した**

州名	法令名（可決）	規制概要
カリフォルニア州	<a href="#">California Age-Appropriate Design Code Act</a>	事業者による子どもの個人情報の収集・販売・保持を禁止し、事業者に対して、未成年利用者のプライバシー設定のデフォルト化、年齢層の固有のニーズを考慮した製品・サービスの設計を求めている
オハイオ州	<a href="#">Parental Notification by Social Media Operators Act</a>	16歳未満のSNS利用に保護者の同意を義務付ける
アーカンソー州	<a href="#">Social Media Safety Act</a>	18歳未満のSNS利用に保護者の同意を要求。年齢確認は第三者ベンダーに義務付ける
ユタ州	<a href="#">Utah Minor Protection in Social Media Act Central Coverage Act</a>	18歳未満のSNS利用に保護者の同意を義務付け、利用時間制限、年齢確認、有害機能の制限、データの収集を要求

2024年米国でSNS規制に  
関連する法案が提出された  
州の分布  
\*灰色部分は未導入の州



2024年米国でSNS規制に  
関連する法案が可決され  
た州の分布  
\*灰色部分は未可決の州



出所 : Huang, Oliver and Mohammed, Khadija and Karim, Arik, State Regulation of Social Media and Children in the United States (December 20, 2024). Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=5066626>、法令の出所は法令名にハイパーリンクとして挿入している

- 米国の連邦地方裁判所は、言論の自由を過度に制限していることを理由に、SNSを規制するいくつかの州法が違憲であると判断し、その施行の差し止めを命じた

## ■ SNS規制を対象とする州法の違憲判決

州名	法令名・規制概要	違憲判決	裁判所・判例番号
オハイオ州	Parental Notification by Social Media Operators Act	2025年4月16日（恒久差止） 子どもが言論に関与しアクセスする能力を制限し、かつ、特定のウェブサイトのみを対象とすることが内容に基づく制限とみなされ、連邦憲法修正第1条に違反	オハイオ州南部地区連邦地方裁判所、 <a href="#">NetChoice, LLC v. Yost, Case No. 2:24-cv-00047</a>
アーカンソー州	Social Media Safety Act	2025年3月31日（恒久差止） 子どものSNS利用に保護者の同意や年齢確認を義務付けたことが、言論に対する内容に基づく制限に当たることに加え、大人の憲法上保護された匿名で発言する権利などの実現に過度な負担をかけるため、連邦憲法修正第1条に違反	アーカンソー州西部地区連邦地方裁判所、 <a href="#">NetChoice, LLC v. Griffin, Case No. 5:23-CV-5105</a>
ユタ州	Utah Minor Protection in Social Media Act Central Coverage Act	2024年9月10日（予備的差止） 「未成年者の保護」という重大な利益を証明できず、かつ規制が最小限の制限（狭義適合性）を満たしていないため、SNS企業の言論に対し不当な内容に基づく制限を課すものとして、連邦憲法修正第1条に違反	ユタ州連邦地方裁判所、 <a href="#">NetChoice, LLC v. Reyes, No. 2:23-CV-00911-RJS-CMR</a>

注：NetChoiceとは、Google、Meta、Snapなどのハイテク大手を代表する業界団体であり、特に言論の自由やプライバシーの観点から、

州レベルで急増するSNS規制やデータ保護規制に対して、積極的に訴訟活動を行っている

出所：[JDSupra \(Arkansas\)](#)、[JDSupra \(Utah\)](#)、判決の出所は判例番号にハイパーリンクとして挿入している

- ・ 欧州委員会が制定した未成年保護に関するガイドラインでは、**依存性の高いデザインやアルゴリズムの見直しを推奨し、個人データの保護を義務付けている**
- ・ 2025年第4四半期に提案される予定のデジタル公正法（DFA）は、未成年者のSNS利用禁止を視野に
- ・ 欧州議会は、未成年者のオンライン安全強化に関する勧告を検討中、**依存性の高いアルゴリズムの利用を禁じる狙い**

法令名・検討中の法案	規制概要
DSAに基づく未成年者保護ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"><li>・ プライバシー・バイ・デザイン、反依存性デザイン、モニレーションおよび報告ツールの改善策の導入</li><li>・ プラットフォームに、未成年者が有害なコンテンツの「ラビットホール」（特定の種類のコンテンツに没入する状態）に陥るリスクを減らすよう、レコメンデーションシステムを修正することを推奨</li><li>・ インゲーム通貨やルートボックスなど、未成年者の商業的リテラシーの欠如を悪用する操作的な商業慣行から未成年者を保護</li></ul>
デジタル公正法（DFA） 2025年第4四半期に提案される予定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中毒性のUI設計、脆弱なユーザー（未成年者など）へのターゲティング広告を問題視する商慣行として規制する予定</li></ul>
未成年者のオンライン安全強化に関する勧告（欧州議会） 11月下旬の本会議で投票予定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 16歳未満の未成年者が親権者の同意がない場合は、SNSや動画共有プラットフォーム、AIコンパニオンを利用できないとする。いかなるSNSへのアクセスの最低年齢を13歳とする</li><li>・ デジタルサービスへ追加規制の提言：①年齢確認義務違反の事業者の上級管理職に個人責任を導入、②未成年者を対象とするエンゲージメントベースの推奨アルゴリズム、プロファイリングに基づいたコンテンツ提供、ギャンブルの仕組み、インフルエンサーとしての活動を禁止</li></ul>

出所：[European Comission](#)、[EU Commission](#)（DFA）、[日本経済新聞](#)、[欧州議会](#)、[欧州議会勧告妥協案原文](#)





- 2023年オンライン安全法は、**13歳未満の未成年者のSNS利用を禁止**
- 政府は**16歳未満のSNS利用禁止を検討中**
- 下院が**2024年10月に発案したスマホ依存への対処法案は政府の支持を得られず2025年9月に撤回された**

## ■ 英国の未成年者向けSNS規制

- オンライン安全法（2023年10月）**：プラットフォームに対して課している義務
  - ①13歳未満の未成年者にSNSアカウントを持たせない（罰則なし）
  - ②18歳未満の未成年者がわいせつ、いじめなどの有害な情報を見られなくなる（違反の場合、プラットフォームに最大1800万ポンド（約35億円）の罰金）
- 技術大臣による16歳未満のSNS利用禁止の検討**  
2024年11月20日、**英国の技術大臣Peter Kyle氏**は英国での16歳未満のSNS利用を禁止する可能性を検討中であることを明らかにした。現時点では、関連調査とデータ収集を実施している。
- Protection of Children (Digital Safety and Data Protection) Bill**  
(2024年10月下院発案、2025年3月骨抜き、2025年9月政府の支持を得られず撤回)  
同法案は、**SNSやその他の中毒性のあるアプリから未成年者を保護すること**を目指す

### 2024年10月時点の主要提案

- ①インターネットの利用同意年齢を13歳から16歳に引き上げ
- ②学校でのスマホ禁止区域を導入
- ③Ofcomによる中毒性のあるアプリのデザイン規制
- ④政府による16歳未満のスマホ使用制限に関する見直し

### 2025年3月骨抜き後の主要提案

- ①データ共有に同意できる子どもの最低年齢を13歳から16歳に引き上げ（依存をもたらすアルゴリズムの利用防止）
- ②16歳未満の子どもを対象とするスマホの設計、供給、販売、使用に関する規制、中毒性のあるアプリから子どもを保護するOfcomの権限強化を要請

出所：[オンライン安全法ガイド](#)、[BBCニュース①](#)、[Protection of Children \(Digital Safety and Data Protection\) Bill](#)、[BBCニュース②](#)、[the guardian](#)



- ・オンライン安全法は、包括的なインターネット規制であり、未成年者のみならず、成人のインターネット利用の安全を確保
- ・未成年者を対象とした規制内容は主にプラットフォームに課しているケアの義務と有害コンテンツの対処義務から構成

## ■ ケアの義務

- ・SNSや検索エンジンなどのプラットフォーム企業に、子どもが有害なコンテンツにアクセスするリスクを低減する法的義務を課す  
例えば、未成年者がサービスをより長い時間利用し、有害コンテンツに遭遇する原因となるような、無制限のコンテンツフィードやビジネスモデルの使用が規制対象に含まれる。
- ・違反した場合、年間売上の最大10%または1,800万ポンド（約35億円）の罰金が科される

## ■ 有害コンテンツの対処義務

- ・違法コンテンツの削除義務：テロや児童性的虐待など、法律で明確に禁止されている内容を迅速に削除する義務
- ・合法だが有害なコンテンツの削除義務：自傷行為、摂食障害、いじめなど、子どもに深刻な影響を与える可能性のある内容について、プラットフォームは、リスク評価に基づき、年齢制限や警告表示などの対策を講じる必要がある
- ・**英国通信規制当局Ofcomのオンライン安全法に関する初の行動規範とガイダンス（2024年12月）**
  - 目的：オンラインサービスにおけるテロ、憎悪、詐欺、児童性的虐待、自殺の帮助や奨励などの違法な危害に対処するため
  - 対象のプラットフォームは2025年3月16日までに違法な被害リスクを評価し、2025年3月17日以降に、行動規範の安全対策または代替の有効手段を用いてユーザーを保護しなければならない。
- ・**Ofcomの児童保護のためのリスクと登録簿制度（2025年7月）** インターネットサービスプロバイダーに対し以下の義務内容を規定
  - ①リスク評価の義務：自社のサービスが子どもに与えるリスクについて、登録簿を参照して評価する義務を負う
  - ②リスク要因の特定と保護措置：登録簿は有害なコンテンツの種類ごとにリスク要因を提示し、インターネットサービスプロバイダーはサービスの機能や特徴（例：レコメンドシステム\*、ユーザーベース、ビジネスモデル）がもたらすリスクを評価し、適切な保護措置を導入させることを要請

\*レコメンドシステム：ユーザーへの情報提示や表示順位（優先度）を決定するために、オンラインプラットフォームが使用する自動化システム

出所：[2023年オンライン安全法](#)、[オンライン安全法の行動規範とガイダンス](#)、[Screen time: Impacts on education and wellbeing: Government Response](#)、[児童保護のためのリスクと登録簿制度](#)

- ・2025年1月、子どもオンライン保護関連の年齢確認とアクセス評価ガイドラインが適用開始
- ・同ガイドラインはポルノコンテンツの規制対象事業者に年齢確認または年齢推定を使用する義務を課している
- ・2025年3月に、Ofcomは自殺や自傷関連コンテンツのような違法コンテンツに対する規制の強化を表明
- ・2025年3月から、Ofcomはポルノコンテンツの提供プラットフォームを対象に年齢確認措置の導入状況を取締中

## 年齢確認とアクセス評価ガイドライン

### ■ 主要内容

- ・オンライン安全法の範囲内のすべての利用者間及び検索サービスは、子どもがサービスまたはその一部にアクセスする可能性があるかどうかを確認するために、2025年4月16日までに、子どものアクセス評価を実施する必要がある
- ・モバイルネットワークオペレーターの年齢チェック、クレジットカードチェック、デジタルIDサービス、特定の年齢推定方法など、非常に効果的であると考える年齢認証方法を採用
- ・年齢確認を実施する際には、すべての利用者の利益を考慮し、プライバシー権が尊重されるように注意しながら、子どもには強力な保護を提供
- ・年齢確認の完了前または確認中に、有害なコンテンツを利用者に表示してはならない

## 対象サービス

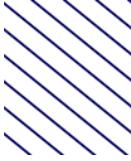
### ①ポルノコンテンツ（2025年1月17日より施行）

- ・ポルノコンテンツの表示又は公開する全てのサービスプロバイダーにアクセス評価の義務を付与。該当サービスプロバイダーは、2025年7月までに、子どもがアクセスするのを防ぐために非常に効果的な年齢確認を実施しなければならない

### ②自殺・自傷関連コンテンツ（2025年3月17日より施行）

- ・自殺又は自傷コンテンツが子どものフィードから除外されるよう推薦システムを設計・運営
- ・自殺・自傷コンテンツを発見した場合は、迅速に子どもの視聴を防ぐためのシステム制限及びプロセスを適用

- 対象プロバイダーは、コンテンツによるリスクに対処するために、英国の児童保護法に沿い、子どもを保護するための措置を実施する必要がある



- 2025年4月、Ofcomは、オンライン上の危険から子どもを守るために「子ども保護コード（Protection of Children Codes）」を発表。ユーザー間サービスと検索サービスを規制対象とする
- 主な目的の一つは、オンラインサービスにおいて、大人と比べて子どもに高いレベルの保護を提供することである

## ■ 制定背景と根拠

- 背景：Ofcomが、オンラインサービスによる子どもへの危害の原因と影響を調査した結果、ほとんどの子どもがオンラインで有害なコンテンツや活動に遭遇し、身体的および精神的健康に深刻な影響を及ぼしていることがわかった。
- 根拠：2023年オンライン安全法では、ソーシャルメディア、検索エンジン、ポルノサービスなどのプラットフォーム事業者に、ユーザー、特に子どもを保護するための法律上の責任を課している。同法では、プラットフォーム事業者に損害のリスクを評価し、英国のユーザーを保護するための対策を講じることが義務付けている。

## ■ 子ども保護コードの構成と主要内容

- 構成：「子どもの安全に関する行動規範（Children's Safety Codes of Practice）」と関連する実施ガイドライン
  - ①有効な年齢確認手段の使用などを盛り込んだ「子どものアクセス評価ガイドライン（Children's Access Assessments Guidance）」
  - ②「子どもに対するリスク評価ガイドライン（Children's Risk Assessment Guidance）」
- 主要内容：ユーザー作成コンテンツの共有を可能にするインターネットサービス（「ユーザー間サービス」）と検索サービスを対象に、オンラインサービス事業者が講ずるべき右記の措置を提案している。

### オンラインサービス事業者が講ずるべき措置

- サービスが子どもにアクセスされる可能性を評価する
- サービスが子どもに与えるリスクを特定するための子どものリスク評価を実施する。自殺、自傷行為、摂食障害、ポルノなど、最も有害なコンテンツへの子どものアクセスを防ぐ
- 暴力的、憎悪的、虐待的なコンテンツ、危険な挑戦を促進するコンテンツなど、他の深刻なリスクを最小限に抑える
- 堅牢な年齢チェックの実施
- 子どもに有害なコンテンツを除外し、推奨を減らすためのアルゴリズムの調整
- 効果的なコンテンツモデレーション
- 強力なガバナンスと説明責任
- 子どものためのより多くの選択肢とサポートを提供する等



- 2023年7月に成立した「デジタル経済における信頼性に関する法律の改正案」（法律第2023-566号）では、**15歳未満の未成年者がSNSアカウントを開設する際に、親権者の同意が必要と義務付け**
- 2025年12月、上院で**13歳未満のSNS利用禁止、13-16歳に親権者の同意が必須**という新法案採択された

## ■ 「デジタル経済における信頼性に関する法律の改正案」（法律第2023-566号）

- SNS提供者は以下の義務を負い、ユーザーの年齢と親権者の承認を得るために、視聴覚デジタル通信規制庁（Arcom）が策定する標準に準拠した技術的ソリューションを導入する必要がある。遵守しない場合、世界売上高の最大1%の罰金を科せられる
  - ①両親のいずれかが同意しない限り、15歳未満の子どものサービスへの登録を拒否
  - ②登録時に、15歳未満の子どもとその保護者に「デジタルの使用に伴うリスクと予防手段」および個人データの使用条件について通知
  - ③両親または両親のいずれかが、15歳未満の子どものアカウントの停止をリクエストできるようにする
  - ④未成年者を登録する際には、オンライン利用時間を監視するデバイスを有効にする。未成年者には、定期的に通知を送信

## ■ 15歳未満のSNS利用禁止に関する議論

- 2025年6月、マクロン仏大統領が15歳未満の子どもに対するソーシャルメディアの利用を全国的に禁止することを計画していると発表
- 2025年9月、同年3月に設立されたTikTok調査委員会\*は、**15歳未満の子どもが午後10時から午前8時までにSNSを利用できない**という「デジタル夜間外出禁止令」の発出を政府に勧告

\*同委員会は、2024年に7つの家族が「子どもたちを自殺に追い込むコンテンツにさらしている」としてTikTokを訴えた訴訟を受けて、TikTokと未成年者への心理的影響を調査するために設立された。同委員会の調査は、TikTokの中毒性のあるデザインとそのアルゴリズムは他のSNSに模倣されていると結論付けている。

- 2025年12月、上院が13歳未満のSNS利用を禁止し、13-16歳のSNS利用に親権者の同意が必須とする新法案を採択  
同法案は議論継続中、2026年前半に国民議会との調整を経ると最終成立になる

出所：[LOI n° 2023-566 du 7 juillet 2023](#)、[Vie publique](#)、[Euractiv](#)、[France24](#)、[Public Sénat](#)



- ・18歳未満の子どもの98.2%がインターネットを利用しておる、うち93.1%の目的は動画視聴
- ・規制では、年齢によるSNS利用の全面禁止に至っていないが、フィルタリングサービスの提供を通信事業者に義務付けている

## ■ こども庁による調査（R6年青少年インターネット利用環境実態調査）

- ・18歳未満の子どもの98.2%がインターネットを利用しておる、うち75.4%がスマホで利用
- ・最も頻繁に利用する目的は動画を見ること（93.1%）であり、投稿やメッセージ交換目的の利用は73.6%

## ■ 青少年インターネット環境整備法の2018年改正（第13-19条：事業者への義務付け）

- ・有害な情報から子どもを保護する目的から、18歳未満の未成年者がスマホ等を契約する際に、通信事業者はフィルタリングサービスの提供と設定を義務付けられている  
　　・フィルタリングサービスの仕組み：
  - ①ホワイトリスト方式（通信事業者が安全と認定しリスト化したサイトにのみアクセス可能）
  - ②ブラックリスト方式（特定のカテゴリーに属するサイトへのアクセスを制限する）
  - ③個別フィルタリング設定：個別アクセスの制限や許可、時間制限を可能にする設定
- ・同時に、携帯電話製造業者にフィルタリング容易化措置の導入義務、OS開発業者にフィルタリングの有効化措置・容易化措置を支援するOS開発の努力義務を課している

出所：[こども庁調査データ](#)、[青少年インターネット環境整備法（こども庁）](#)、[青少年インターネット環境整備法改正の概要](#)、[総務省](#)

- 日本の四大通信事業者は、子どもの年齢とスマホ利用経験に応じて、異なるフィルタリングサービスを提供している
- 2025年3月時点、フィルタリングサービスに加入している未成年者の約半分超えは同サービスを実際に利用している

## ■ 通信事業者が提供するフィルタリングサービスの概要

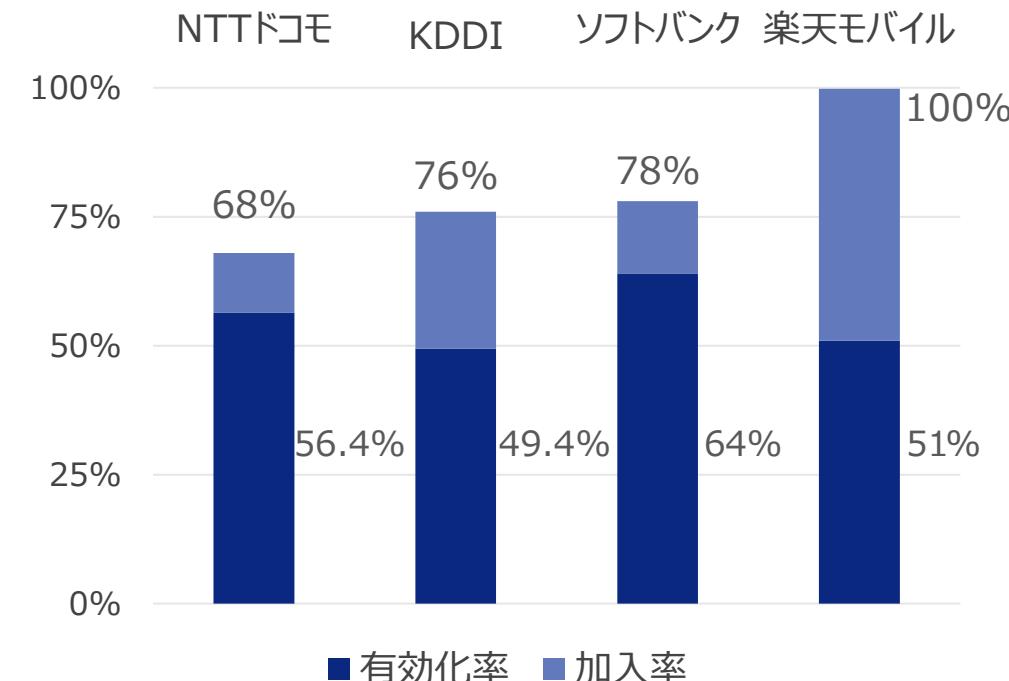
- 通信事業者が提供したサイトリストのみにアクセス可能
- 制限されたSNSアプリは親権者の個別許可操作により利用可能  
(利用時間帯の設定も可能)



\*高校生プラスの適格判断基準は自己申告と保護者による判断

出所：総務省、[フィルタリングサービスの統計データ](#)、NTTドコモ、au、SoftBank

## ■ フィルタリングサービスの利用実態 (2025年3月)



\*楽天モバイルについて、18歳未満の契約者はフィルタリングサービスが加入必須

\*有効化率：フィルタリングサービスを加入している未成年者が通信事業者の店頭で同サービスの設定を実施した割合



- 有害情報については、迅速な削除義務を大規模なプラットフォーム事業者に義務付けることで未成年者保護を強化
- 16歳未満の子どものデータ処理について、親権者の同意や事業者に対する未成年者保護義務の導入が検討中
- 地方レベルで、愛知県豊明市が全市民を対象にスマートフォン利用時間2時間/日に制限する条例を2025年10月から施行

## ■ 情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法、2025年4月から施行）

- 大規模なプラットフォーム事業者（例えば、Meta、X等）に対して、誹謗中傷などの有害情報を迅速に削除する義務を新設。関連して、削除対応の体制の整備、運用状況の透明化も必要になる
- 未成年者に特化した規制ではないが、事業者にネットいじめなど未成年者にとって有害な情報の削除対応を求める根拠になり得る

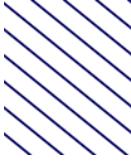
## ■ 個人情報保護法（2025年の改正議論）

- 現在進行中の個人情報保護法の改正議論において、以下の制度の新設が検討されている
  - 16歳未満を「特別な保護対象」とし、その個人データの処理について、親権者や法定代理人の同意を必要とするとともに、親権者や法定代理人への通知を義務付け
  - 違法行為の有無を問わず、未成年者本人または親権者等に事業者に対するデータの利用停止請求権を付与
  - 事業者に対して、未成年者の発達又は権利利益を害することのないように必要な措置を講ずる努力義務を課す

## ■ 豊明市の「スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」

- 「余暇時間」におけるスマートフォン等の利用時間を1日2時間以内とする。これは罰則を伴うものではなく、睡眠不足や家族との会話等への支障を防ぐため、市民が目安として自己管理や家庭内でのルール作りを促すことが目的である

出所：総務省、個人情報保護委員会（個人情報保護法の改正検討に関する中間整理、個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について）、牛島総合法律事務所、豊明市



## ■ 規制強化の背景

- ・ 未成年者的心身への影響：SNS利用時間の急増に伴ううつ病・不安症のリスク増大、ネットいじめ、依存症の深刻化に対処
- ・ データの権利保護：アルゴリズムによる価値観や行動の不当な操作を防ぎ、デジタル環境における未成年者の幸福と自立を確保
- ・ 保護と自由の対立：過度な規制は、未成年者の表現の自由、デジタル上の「居場所」を奪う可能性があると指摘されている

## ■ 各国の主な規制動向

- ・ 各国の共通規制アプローチ：アクセス制限、プライバシー保護、コンテンツのリスク管理
- ・ 豪州：16歳未満の利用を世界で初めて禁止。企業に実効性のある年齢確認（合理的な措置）を義務付け、違反には高額な罰金を科す。年齢確認に関する実践的なガイダンスで実効性を担保しようとしている
- ・ 米国：連邦法でターゲティング広告規制や「ケアの義務」を導入。一部の州法は言論の自由を侵害するとして違憲判決を受け、施行が停止されている
- ・ EU：立法予定のデジタル公正法や16歳未満のSNS利用禁止の欧州議会の提案では、中毒性の高いUI設計やアルゴリズムの規制を強化していくスタンスを示した
- ・ 英国：プラットフォームに法的責任（ケアの義務）を課し、未成年者が自殺・自傷・いじめ等の有害コンテンツへに接触することをメインにを防止
- ・ フランス：15歳未満の未成年者がSNSアカウントを開設する際に、親権者の同意が必要と義務付け
- ・ 日本：16歳未満のデータ処理への保護者同意義務化、大規模事業者への有害情報削除義務の新設などを推進

## ■ 制度運用における今後の課題

- ・ 未成年者を対象とするSNS規制は実験的な性格があり、各国での制度運用において、プライバシーを尊重した実効的な年齢確認技術の確立と、子どもの最善の利益のバランスを追求する必要がある



本レポートに関するお問い合わせは以下よりお願ひいたします

<https://www.kddi-research.jp/inquiry.html>